24043145H) No.147

会長・足立税務署長 新年のご挨拶 税を考える週間の行事 中学生の「税についての作文」、「納税表彰式」、「税務研修会」 あだち区民まつり

国税・都税・区税のお知らせ



表紙の写真説明 (Photo by Muraoka)

平成30年11月22日、中学生の「税についての作文」表彰式 足立区役所 庁舎ホール。

足立納税貯蓄組合連合会では 19 校、2,472 の優秀な作品の応募がありました。最優秀賞を計8名が受賞。その他優秀賞、優良賞を多数の生徒さんが受賞されました。多数の生徒並びに関係者の参列を賜り盛大に開催されました。またこの事業の一環として、12 月 12 日に中学生に係る「一日税務署長」を足立税務署主催で執り行なわれました。詳細は6ページに掲載。

年頭所感



新年明けましておめでとう ございます。

平成31年の年頭にあたり、 会員の皆様に謹んで新年のご挨 拶を申し上げます。

昨年の活動を振り返りますと、まず中学生の「税についての作文」については、19校全校の参加と応募総数2,472編の応募となり、少子高齢化で、

生徒数の減少傾向がありましたが、今年度は昨年と比べて応募は100編を超える増加なりました、募集作業にご協力賜りました各税務機関並びに中学校の先生方に深く感謝申し上げます。今年度は多数の優秀な作品応募があり、全国納税貯蓄組合連合会会長賞に2名選出され足立納連にとりましても大変光栄なことでました。11月22日足立区区民ホールに於いて開催した「税についての作文」表彰式においても、多数の生徒並びに関係者の参列を賜り盛大に開催されました。又この事業の一環として、中学生に係る「1日税務署長」を足立税務署主催で12月12日に開催し、足立納連役員も多数参加致しました。また恒例となりました「足立まつり」につきましては、

会長八木澤秀夫

10月6日に荒川河川敷の虹の広場に於いて、役員総出で税金クイズを実施し、多数の区民の皆様に参加して頂き、広く税のPRを行うことができました。

11月12日に行われた「署長を囲む座談会」では、和気藹々とした雰囲気の中、佐々木署長並から色々なお話を伺うことができ、署長の人となりを知る良い機会となりました。4団体共催による研修会につきましては、佐々木署長を講師に迎え、「税務行政の将来像」~スマート化を目指して~をテーマに大変貴重な講和を賜り深く感謝申し上げます。

昨年も税知識の普及と納税知識の高揚を基調に、期限内納税の推進や租税教育の充実を目指しつつ、併せて国並びに地方の税務行政にも貢献することができましたことは皆様のご理解とご支援によるものであり、重ねて御礼申し上げます。

新たな年を迎え、まず確申期には例年同様「振替勧奨」 を実施する予定ですが、足立納連では、電子申告の積極的 な利用と普及にも努めて参ります。

以上のような施策を中心に、本年も会務に全力で取り組んで参りますので、組合員の皆様の更なるご理解とご支援を心よりお願い申し上げ、私の新年のご挨拶とさせて頂きます。

新年のご挨拶



新年明けましておめでとうご ざいます。

平成31年の年頭に当たり、 足立納税貯蓄組合連合会の皆様 方に謹んで新年のご挨拶を申し 上げます。

昨年中は、八木澤会長様をは じめ役員並びに組合員の皆様方 には税務行政に対しまして、深 いご理解と格別なるご協力を賜 り、心から御礼申し上げます。

さて、足立納税貯蓄組合連合会の皆様には、税務行政の根幹の一つであります、期限内納付の推進に積極的に取り組んでいただいておりますとともに、「あだち区民まつり」での広報活動や、確定申告期における「振替コーナー」での振替勧奨などにご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

また、中学生の「税についての作文」募集事業につきましては、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした、非常に重要な事業であると認識しており、皆様の租税教育に対する熱心な取組の結果、本年度も足立税務署管内19の中学校から多数の優秀な作品の応募がありました。その中で、税務署長賞を受賞された方には当該事業のPRとして、「一日税務署長」を体験していただきました。今後とも、ご協力を賜りますようお願い申し上げ

足立税務署長 佐 々 木 信 義

ます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済情勢や ICT 化の進展に伴って、刻一刻と変化し続けております。本年 10月からは消費税等の税率が10%に引き上げられると同 時に、低所得者への配慮の観点から軽減税率制度も実施さ れます。軽減税率制度の内容を事業者等の方々に広くお伝 えするためには、私どもの努力はもちろんのこと、皆様に よる広報活動等のご支援が不可欠でございます。また、ま もなく、所得税等の確定申告の時期を迎えます。本年の確 定申告では、税務署が運転免許証等で本人確認を行った後 に発行する、e-Tax 用の I Dとパスワードのみで国税庁ホー ムページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告 書を自宅のパソコンから送信して提出できるほか、この I Dとパスワードを利用して、スマートフォンから給与所得 者 (年末調整済み)が、当該コーナーで作成した医療費控除 等を適用した申告書を送信提出することができるなど、納 税者の利便性を更に図ることとしております。本年の確定 申告事務につきましても、円滑な実施に向け職員一丸となっ て取り組む所存でございます。引き続きのご支援・ご協力 を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、組合員の皆様方のご多幸並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

中学生の「税についての作文」 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞等受賞

全国では応募作文数は 593,795 編、応募校数は 7,511 校で、昨年度に比べ作文数で 22,172 編の減、応募校数で 17 校の減となりました。足立納連では 19 校、2,472 編の優秀な応募がありました。今年度も最優秀賞を計 8 名が受賞。優秀賞を 20 名,優良賞を 22 名,全納連感謝状を 1 校、特別感謝状を 3 校が受賞されました。また、全国税貯蓄組合連合会会長賞を 1 名,東京国税局長賞を 1 名,東京納税貯蓄組合総連合会会長賞を 4 名、それぞれ伝達式が行われました。今年度も多くの作文を応募いただいた生徒さんに感謝するとともに、各中学校の諸先生方並びに関係の皆様に厚くお礼申し上げます。

尚、来賓には、足立区長、足立租税教育推進協議会会長、足立税務署長、足立都税事務所長、公益社団法人足立法人会会長、東京税理士会足立支部長、足立税務署副署 長、各中学校校長その他各関連機関の方々が臨席されました。

(敬称略)

【全国納税貯蓄組合連合	소소소투賞1	羽根愛莉	第十二中学校
松下茉弥	- 花畑中学校	平山愛菜	第十二中学校 第十二中学校
【東京国税局長賞】	1044年40	· 鳴﨑元哉	第十二中子校 第十三中学校
松浦郁希	千寿青葉中学校校	啊啊儿成 松井里彩子	第十三中子校 第十三中学校
【東京納税貯蓄組合総		松开主杉丁 野口嘉乃	第十二甲子校 青井中学校
1 米 ホード がり 田 旭 ロ 心 ル 知 浬 ア ア ス	全百云云及更 】 千寿青葉中学校	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	青井中子校 青井中学校
相澤こころ 村井萌夢	花畑中学校		
似开明岁 嶋田 葵	光	福島崇叡	蒲原中学校 蒲原中学校
古矢麻衣	栗島中学校	横井理葵	^{浦原甲子校} 竹の塚中学校
ロスMA 【足立納税貯蓄組合連行 【記述 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		門口藍	
古矢麻衣		牧島 諒 高野大吾	花畑北中学校 花保中学校
ロスMA 【足立納税貯蓄組合連行 【記述 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			
堀江彩乃	ロ	山本 古	花保中学校
古井寿々	第十一中学校	相原百合愛	東綾瀬中学校
新井春香	第十一中子校第十三中学校	鈴木耀子	東綾瀬中学校
利升各台 朽木夕茉	第1二甲子校 蒲原中学校	鬼塚真央	東島根中学校
がインネ 高橋朱里	用原中子校 栗島中学校	羽場エンジェルレインラミル	東島根中学校
同個木主 山口結香	来岛中子校	久保美月	谷中中学校
	亲岛中子仪 千寿桜堤中学校	中村真緒	谷中中学校
藤田結子	十寿传坛中子校 千寿桜堤中学校	【足立税務署長賞】	++ .lm
三浦颯馬	十寿传坛中子校 千寿桜堤中学校	村井萌夢	花畑中学校
村越涼花	1 13 121 12 1 3 121	嶋田 葵	渕江中学校
小林心愛	竹の塚中学校	【東京都足立都税事務	
出口京佳	竹の塚中学校	相澤こころ	千寿青葉中学校
谷口仁逸	東綾瀬中学校	【足立区長賞】	++ lm -L 224 l-L
石橋雅人	渕江中学校	松下茉弥	花畑中学校
森田杏月	渕江中学校 3.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	【足立租税教育推進協	
小宮七歩	谷中中学校	松浦郁希	千寿青葉中学校
志村柚香	六月中学校	【公益社団法人足立法	
白石七帆	六月中学校	西村未咲	
橋本壮太	六月中学校	【東京税理士会足立支	
國井秀剛	足立学園中学校	桑健博	
早川智也	足立学園中学校	【全国納税貯蓄組合連	
【足立納税貯蓄組合連合		足立区立	
小山優依	第一中学校	【足立納稅貯蓄組合連	
多田倫哉	第一中学校	足立区立 第一中学校	
高橋美温	第十一中学校	足立区立 花畑北中等	学校
岡本みい	第十二中学校		









最優秀賞を受賞された、左から相澤こころ、松浦郁希、西村未咲、桑 健博、他4名の写真は4~5ページに。



中学生の「税についての作文」 表彰式



足立税務署長賞 『日本と海外の税を比べて』 村井 萌夢 花畑中学校



最近まで、私は税についてなにも知りませんでした。夏休み前、学校に税理士の先生が来てくださり、そこで税の種類や税の行方を知ることができました。夏休みに税についての作文が宿題に出ました。何を書こうと思い、まず海外の税について興味があったので、調べてみる事にしました。

私達の最も身近な税金である消費税では、各国にかなり違いがありました。

日本では、平成元年に3%から導入され、5%、8%と増税され、 平成31年の10月には10%になるそうです。それには理由があっ て最近の日本は高齢者社会になりつつあります。税が10%になっ ていくのは、高齢者にかかる医療費が社会保障ではまかなえな くなっている部分があるからです。税金が高額で有名なスウェー デンでは消費税が25%と高いのに、国民の幸福度はとても高い そうです。それはなぜかというとスウェーデンは福祉先進国とし て充実しているからです。このように高額負担の福祉国家はどう やって成り立っているかというとスウェーデンでは税や社会保 障料の透明性・公平性・公正さが保たれると同時に、高い負担に 見合っただけの納得のいくサービスが提供されているからです。 それを一言で言えば「払っただけのものが返ってきている」とい う実感が得られているということです。スウェーデンでは、教育 費は大学まで無料。しかも嬉しい事に一定の期間きちんと出席す ると国から援助金が出るそうです。それと高齢者が払う医療費等 がすべて無料になるので、国民の負担が減り、幸福度が上がるの だと思います。平成31年10月に予定されている消費税率の引 き上げは、年金や医療など、社会保障費を賄う、私たち将来世代 のための引き上げだと思います。これからの日本が高齢者社会に なるにつれ、税金が10%になることで、幸福度が上がると思い ます。スウェーデンのような幸福感にあふれる国にするために、 日本に住む全ての人が助け合いの精神でつながり、政府と国民が 互いに信頼し合うことができる国であってほしいと思います。こ れからの社会を作っていくのは、私たち将来世代だと思います。 私を、家族を、友達を、誰かを支えてくれている税金は私たちに なくてはならない物だと思います。

私の祖母は3年前に亡くなりました。私の母が介護をしていましたが、介護が難しくなり、介護施設に入りました。施設では、様々な介護サービスを受けていました。サービスの利用金額にも税金が使われています。祖母が、充実して笑顔で暮らせたのは、設備の良さと介護施設の方々の親切な対応のおかげだと思います。

私は、最初は税の事はあまり知らなかったけれど、理解を 深めていく中で、税は日本人にとても大切な物だと気づかされま した。

足立税務署長賞 『命の堤防、税金』 嶋田 葵 渕江中学校



今年の春、私は家族で東北旅行に行った。東日本大震災から七年。ずいぶん月日はたったが、テレビで見た被害のイメージから「まだ形跡が残ってるのだろうな」と思っていた。

しかし、実際現地に行ってみると、 地震で壊れて分断されていた道は、予 想よりもきれいに繋がっていて、壊滅 してしまった町並も一つ一つきれいに なっていた。そして、その地域の方々

もとてもいきいきしていた。

すべてを飲み込んでしまった災害。いったい、どのように向き合って、どのように復興したのだろう。車の中で、

「道路ちゃんと繋がってるね。」

とつぶやいた私に、母が、

「自動車税とかあててるのかしらね。」

と言った。税金、これまで意識した事がなかった答えだった。

税金が教育などに使われていることは知っていたが、災害の時にも税金が役に立っているということは知らなかった。

いわゆるインフラといわれる公共施設の再建には多額の費用が必要だ。また、人々が普通の暮らしに戻るまでの支援も重要である。具体的には、壊れた道、橋、堤防を整備したり、避難した方々のための仮設住宅の建設や避難所の人々へ食料の配布がされたりした。他にも行方不明の人を救助するために自衛隊を派遣させたり、警察、消防の連携を図ったりしていた。

大きな災害から復興するために、我々国民が払っている税金がいろいろな形で役に立っていることに改めて感銘を受けた。

これをきっかけに、税金がどのように災害のために使われているのか調べてみた。すると私達の住んでいる地域でも使われていることがわかった。災害が起こる前の防災対策だ。動力消防ポンプ・移動式消火設備・濾水機、感震装置及び緊急遮断装置などの地震が起こることを想定してたくさんの設備がそろえられている。いつかは必ず起こるといわれる大災害。その災害の被害を少しでも減らすために税金が役立っていた。

また物を用意するだけではなく一人ひとりが「自己防災能力」 を高める支援もしている。各地域での防災訓練実施や防災の知識 を知らせるブックレットの頒布など、生活の中に溶け込むように 意識付けが行われているのだ。

私は今まで税金に対して関心がなかった。しかし、目に見えないところで税金は命を救うために使われているということがわかった。今まで関心がなかったのは、自分で理解しようとしなかったからだと改めて感じた。税金は今も、災害で被害をうけた被災地で役に立っている。これからきちんと税金のことを理解し、その使われ方をしっかり意識して、納税したいと思う。そしてこれからも、苦しむ誰かを支えるために使われる優しい税金であってもらいたい。

平成30年11月22日(木)、足立区役所庁舎ホールにおいて、中学生の「税についての作文」表彰式が厳粛に挙行されました。 大勢の受賞された中学生の皆さん、校長、教員そして保護者の方々の参加がありました。

ここには、最優秀賞のうち、当日朗読された足立税務署長賞2名と足立区長賞と足立納税貯蓄組合連合会会長賞の作品を 掲載いたしました。

足立税区長賞 『国が変われば税金も変わる』 松下 茉弥 花畑中学校



世界にはいろいろな国がある。税金についても、それぞれの国ごとに違いがある。例えば、ある国は貴重な天然資源が豊富で、その資源を世界中に輸出すれば、国民はあまり働かなくても飢えたりすることはない。貿易で莫大な利益を得られるので、国民から税金を集めなくても学校も病院も道路も作ることができる。人

口も少ないので、国民全員に質の高いサービスが行き届く。 貧富の差はほとんどなくまるで物語に出てくる夢の国のよう である。しかし、いつかこの資源が尽きたらどうなるだろう。 輸出ができなくなり、国の収入がなくなってしまう。その時 急に国民に対して「税金を集めます」と言っても、今まで楽 をして生きてきた人たちが喜んで働き、税金を払うだろうか。 結局「夢の国」は将来が不安だ。

また、ある別の国は人口がとても多く、国土も広い。一体何人の国民がいるのか、政府でさえも正確に把握していない。この国には輸出するだけで国の費用を賄えるような資源はない。だから国民から税金を集めなければならないが、人数が多すぎてどこの誰が税金を払ったか、払っていないかがよくわからない。国民も「どうせ税金など払わなくても、ばれないさ」と思っている。このため、国の税金の収入がいつも不足している。学校、病院、道路はどれも粗末で、あまり国民の役に立っていない。やはりこの国も将来が暗い。

そのような国々に比べて日本はどうだろう。

鉛筆一本買うにも税金がついてくる。ある場所に住んでい るだけで税金がかかる。私は、温泉にはいるにも税金がかか ると知りとても驚いた。税金と私たちの生活は切り離せない ものとなっている。大人になって働き始めたら、死ぬまでずっ と何かしらの税金を払うだろう。しかし、税金は悪いものな のだろうか。例えば、私の学校にはプールがある。体育館も ある。グランドピアノもある。校舎は地震や台風にもびくと もしない。教科書は無料で配られる。これはなにも特別なこ とではなく、日本では普通だ。なぜだろう。それは税金のお かげだ。国民から集めた税金は教育だけでなく、さまざまな 用途に使われている。火事が発生すれば、無料で消防車がき てくれる。一刻を争うときに、いちいち「消防車一台がいく らで、距離は何kmだから全部で○○円です」などと言ってい られるだろうか。毎日出るごみも、決まった日に決まった場 所に置いておくだけで収集車が焼却場へ運んでくれる。これ もお金を払う必要はない。もし、これらが有料になってしまっ たら社会は大混乱するだろう。税金は、やはり必要だ。税金 の難しいしくみはわからないが、簡単に言えば「みんなから 集めてみんなのために使うもの」なのだと思う。

将来働くようになって税金を払うようになったら、そのと きはこの作文のことを思い出してみようと思う。

足立納税貯蓄組合連合会会長賞 『生活との関わり』 古矢 麻衣 栗島中学校



以前まで、税金というと消費税 ぐらいしか思いつきませんでした。 しかし、年を重ねるにつれ税金に ついての関心が深まってきたよう に感じます。そして最近私は母か ら一つの話を聞きました。

「車にも税金はかかっているんだよ。そのお金は高速道路などの道路整備に使われているの。」

まさか車にも税金がかかっているとは、知らなかった 事実が明らかになりました。震災が起きたときなどのこ とを考えると道路整備はとても重要だと考えます。

また、警察の方のお給料にも税金が関わっていること を知りました。以前、税の俳句を書いているときにクラ スの男子が

「税金で、飯を食うな、警察官」

などと言っていたようなことを覚えています。私はこの 発言に疑問を持ちました。なぜなら、警察の方がいなく なったら大変なことになってしまうと考えたからです。 例えば大規模なテロ、公安警察の方がいなければ事件や 事故を未然に防ぐこともできません。また身近な問題で いうならニュースなどで取り上げられる事件、これは捜 査一課や交通部の方がいないと事件が拡大されてしまい ます。どちらにせよ、警察の方は私たちの知らないとこ ろで守り、助けてくださっているのです。ですからお給 料が税金から出ていても別によいと思うのです。

そして、私たちの生活で最も身近にある税金は消費税です。これは私たちでも大人でも関係なく全員平等に支払います。たまに買い物に出かけるときに税抜き価格で表示されていると計算がめんどくさいな、なぜハパーセントなんだろうと感じる時があります。ですが、税の勉強を学校で取り入れてくれているおかげで学んでいくと税の大切さがよくわかり、計算がめんどくさいなと感じることを思い改めようと思いました。使い道を考えるとそんなことを感じている場合ではありません。消費税だけではなく、他の税金も知らないところで私たちの生活を支えてくれているのです。また同じようなことを感じたら、税金についてもう一度考え直したいと思います。

二〇一九年には消費税が十パーセントに引き上げられます。きっと私は買い物の合計計算が楽になると一番最初に思うでしょう。ですが、そんな未来の私に言いたいことがあります。それは計算が楽になることだけではなく税金の使い道や生活との関わりをもう一度考えようということです。消費税が上がると同時に税金との関わり方をもう一度考える機会を作れたらいいなと思います。

平成30年度納税表彰式

足立税務署

税務署長表彰を山本惠美子氏、署長感謝状を木島昭子氏、村岡喜一郎氏が受彰

平成30年11月15日、足立区勤労福祉会館において、足立税務署納税表彰式が執り行われました。

足立納連からは署長表彰を常任理事女性部・山本惠美子氏、署長感謝状を常任理事女性部・木島昭子氏、 常任理事税理士部・村岡喜一郎氏が受彰されました。当日は関係官庁並びに関係団体役員の多数の臨席の もと、佐々木税務署長より表彰・感謝状を贈呈されました。

足立税務署長 納税表彰式







山本惠美子氏

木島昭子氏

村岡喜一郎氏

東京都足立都税事務所

□税務功労者感謝状を田谷野貴世子氏が受彰

平成30年11月30日、足立都税事務所4階大会議室において、 足立納連から副会長の田谷野貴世子氏が税務功労者感謝状を受賞 されました。(右写真前列右端)

足立区

□税務功労を小早川徹也氏が受彰

平成30年10月1日、足立区役所庁舎ホールにおいて、足立納連から常任理事・税理士部の小早川徹也氏が足立区功労者表彰を受彰されました。



足立稅務署主催『一日稅務署長』開催







署内を視察するお二人



佐々木署長(右)と八木澤会長と

花畑中学校の村井萌夢さん 渕江中学校の嶋田 葵さん

留 平成30年12月12日、中学 整生の「税についての作文」事業の 一環で、中学生による「一日税務 署長」体験を足立税務署主催で開 催し、足立納連役員も多数参加致 しました。

税の作文で優秀な賞を収めた 方々を税務署に招き、一日税務署 長を勤めていただくものです。

当日は、税務署長賞を受賞された2名の中学生に委嘱状を交付、一日税務署長の襷をかけて署長席に着席。その後署員の案内で署内を一通り視察した後、集まった署員約50人の前で受賞作文の朗読を行いました。

平成30年10月6日(土)、荒川河川敷「虹の広場」において『あだち区民まつり』が開催されました。今回は、 悪天候が予想され、数日前から6日一日のみ実行することになりました。しかしこの一日が天候に恵まれて大勢 の方が来場しました。今年も恒例になりました「税金クイズ」も好評で、1,000余名の参加がありました。右記は 当日の「税金クイズ」です。皆さん解いてみてください。(回答は、14,15ページ)













どへの教育に関すること ②高齢者や身体の不・年度(平成二十九年四月一日から平成三十年三年度(平成二十九年四月一日からでしょうか?税を支払うことができるのはどこでしょうか?に引き上げられる予定は、いつからでしょうか?「税金クイズ」【第一間】税務署が徴収した税金の不 るのはどこでしょうか?──①スーパーマーケット、②ドラックス・は、いつからでしょうか?──①平成三十一年─一月一日、②平成三干税務署が徴収した税金の使い道はどこで決められるでしょうか? ②高齢者や身体の不自由な方などへの福祉に関すること 年三月三十一日まで) に足立区役所が一番多く税金を使ったものはどれでしょう? ②ドラックストア、③コンビニエンスストア 【第四問】日、②平成三十一年 四月一日、③平成三十一年十月一日3でしょうか? ①国会、②税務署、③裁判所 【第二問】明 ③道路や公園の整備 回】次のうち、平成二十九口【第三問】次のうち、都以任八%の消費税が十% 小・中学校の校舎設備な

-般・貸切・引越・移転作業・etc.) -般貨物自動車運送事業・関自振第2489号 ΚŌ

東興運輸有限会社

代表取締役 田谷野 雅史

本社営業所/東京都足立区大谷田5-3-7 話/03-3606-0115 八潮営業所/埼玉県八潮市南川崎130-3 電 話/048-998-1833

損保ジャパン日本興亜(株)代理店

(東興運輸有限会社内)

各種ゴム製品・総合メーカー

(株)浅井ゴム製作所

営業所/東京都足立区綾瀬3丁目9番16号 🕿 03-3606-4156(代) 工場 葛飾区小菅3丁目19番12号 FAX 03-3606-4155

国税コーナー



足立税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒120-8520 足立区千住旭町 4-21 TeL03 (3870) 8911 (代表) ※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	所 在 地	時 間
2月13日(火)~ 3月15日(木) ※ 土、日を除きます。(注)	足立税務署 (足立地方合同庁舎2階)	足立区 千住旭町 4-21	【受付】 午前 8 時 30 分から (提出は午後 5 時まで) 【相談】 午前 9 時 15 分から午後 5 時まで

- (注) ただし、2月18日及び2月25日の日曜日は開場します。
- O <u>上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は</u> 開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 開設期間中は、当署の駐車場は使用できません ので、お車での来署はご遠慮ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく<u>午後4時</u>までにお越しください。

また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

【案内図】



〇 ご来署の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類(裏面の下枠内を参考))の写し等をご持参ください。



医療費控除を受けるための手続きが変わりました!

◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
 - (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
 - (注) 平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

確定申告書等の作成には、国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

○ 「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。



○ 作成した確定申告書等は、プリントアウト(白黒でも可)し、郵送等で税務署に提出することができます。

www. keisan. nta. go. jp

税理士による 無料申告相談

~ 申告書を作成して提出できます~

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

※ 開催日程及び会場が、昨年とは異なりますのでご注意ください。

月日	会場	所 在 地	時間	
2月7日(水)~2月8日(木)	^{花畑記念庭園} 桜花亭 2階	足立区 花畑 4 -40- 1	【午前の部】	
2月13日 (火) ~2月15日 (木)	足立税理士会館 2階・3階	足立区 千住 1 -37-7	午前9時30分から 12時まで 【午後の部】	
2月16日(金)~2月21日(水) 2月26日(月)~2月27日(火)	足立区役所 本庁舎 1 階特設会場	足立区 中央本町 1-17-1	午後1時から 4時まで	
2月22日(木)~2月23日(金)	佐野地域学習センター	足立区 佐野 2 -43-5	※ 土、日を除きます。	

- 〇 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別 所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。
- O <u>申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出</u>ください。
- 〇 ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及び<u>マイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類(下</u>枠内を参考))の写し等をご持参ください。
- 〇 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です!



平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は 税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
- ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

都税コープ

東京都主税局ホームページ http://www.tax.metro.tokyo.jp/

-都税についてのお知らせ-

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日(木)までにお納めください。

くご利用になれる納付方法>



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限ります。 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあり ます。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付 書の裏面をご確認ください。

クレジット

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、 クレジットカードにより納付することができます (税額に応じた決済手数料がかかります。)。

※詳しくは、「都税クレジットカードお支払サイト」をご覧ください。

都税クレジットカードお支払サイト 検索





- ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※ 🐫 (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限っ てご利用できます。
- ※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口 またはコンビニエンスストアでご納付ください。)。
- ※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申 込みが必要です。
- ※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。 詳しくは主税局ホームページ (http://www.tax.metro.tokyo.jp/) 「税金の支払い」をご覧ください。

^{便利}な □座振替 をご利用ください! (安心)

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込 みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送して ください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へ お申込みください。
- □座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

- 都税についてのお知らせ-

平成31年度定期課税分 自動車税の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、平成31(2019)年5月31日(金)まで、平成31年度分の自動車税の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

くご注意>

- ・自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
- ・減免額には上限が設定されています。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 平日9時~17時(土・日・休日、年末年始 12/29~1/3 を除く)



緩衝材の加工・販売

株式会社 荒井商店

代表取締役 荒井正行

〒121-0061 足立区花畑2-13-34 TEL.03-3883-4503 FAX.03-3850-0660 ガソリン・白灯油・各種工業用機械油



田中商事株式会社

西 綾 瀬 給 油 所 足立区西綾瀬 2 - 4 - 1 TEL.3848-2041

区税コーナー

足立区ホームページ

http://www.city.adachi.tokyo.jp/

◆住民税(特別区民税・都民税)の申告について

~31年度住民税の申告~

申告先 区役所

申告期間 2月12日(火)~3月15日(金)

申告会場は、混雑状況により長い時間お待ちいただく場合がありますことを、予めご了承ください。 ※申告会場の混雑緩和のため、できる限り郵送での申告にご協力をお願いいたします。

◆住民税の申告が必要な方

▽31年1月1日現在、区内在住で、30年中に給与や年金などの所得があった方

▽区外在住で、区内に事務所や事業所、家屋敷がある方

▽所得は無かったが、住民税の決定が必要な公的サービス (国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、就学援助など) を受ける方や都営住宅入居者など課税 (非課税) 証明書が必要な方

▽給与所得や公的年金所得の源泉徴収票に含まれない控除を追加する方

◆住民税の申告が必要ない方

▽税務署に確定申告書を提出する方

▽給与収入のみで、勤務先が足立区に給与支払報告書を提出している方

▽区から「申告書の提出不要のお知らせ」が届いた方

◆申告についての注意事項

▽申告の際には、マイナンバーの記載と番号確認書類および身元確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

▽16 歳未満の扶養親族に控除額はありませんが、障害者控除の適用や寡婦・寡夫・非課税などの判定に必要なため、 16歳未満の扶養親族も扶養親族欄に必ず記入してください。

▽医療費控除を申告する場合、医療費明細書(又は医療保険者からの医療費通知)の提出が義務付けられました。ただし、30年度から32(2020)年度までは今までどおり医療費領収書の提出によることもできます。

▽以下の事項については、住民税の納税通知書が送達されるまでに確定申告書を提出しなければ住民税の計算に算入できなくなりますのでご注意ください。

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例

◆31 年度からの変更点

▽配偶者控除の適用は、納税者の所得が 1,000 万円以下とされ、納税者の所得を 900 万円以下、900 万円超 950 万円以下、950 万円超 1,000 万円以下として控除額が区分されました。

▽配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得を 38 万円超 123 万円以下(改正前 76 万円未満)に引き上げるとともに 納税者の所得が 900 万円以下、900 万円超 950 万円以下、950 万円超 1000 万円以下により控除額が区分されました。

◆次の方へ2月上旬に申告書を送ります

▽31年1月1日現在、20歳以上の方で申告が必要と思われる方

※申告書が送付されず、申告書が必要な方は、課税課・区民事務所窓口で配布します。郵送で申告書を希望される方は、課税課までご請求ください。

◆提出は区役所へ

▽申告は課税課、区民事務所のほか、郵送(課税課宛)でも受け付けます。

また、出張受付では、区の課税課職員が相談を受けながら、申告を受付けます。

▽住民税申告出張受付日程 (受付時間:午前9時から午後4時30分まで)

日程	場所(区民事務所)	日程	場所(区民事務所)	日程	場所(区民事務所)
2/15(金)	竹の塚	2/21(木)	梅田・新田	2/27(水)	花畑・西新井
2/19(火)	千住・江北	2/22(金)	興本・中川	2/28(木)	江南・東綾瀬
2/20(水)	鹿浜・佐野	2/26(火)	保塚・舎人	3/1(金)	伊興

▽区役所の休日開庁日に住民税の申告を受付けます。※国税の申告はできません。

2月24日(日) 午前9時から午後4時まで 場所=1階区民ロビー

◆住民税の申告についてのお問い合わせは

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 足立区役所課税課 課税第一係~第四係

TEL 3880-5230 3880-5231

3880-5232 3880-5418

※国税(所得税・消費税・譲与税)についてのお問い合わせは管轄の税務署へ

◆休日納税相談の実施について

区の納税課では、住民税(特別区民税・都民税)・軽自動車税の納税に関する様々な相談をお受けしています。 平日の納税相談が困難な方は、休日納税相談をご利用ください。

なお、この日には戸籍住民課、課税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課、介護保険課、親子支援課、子ども施設入園課も休日開庁に伴う業務を行っていますのでご利用ください。

◎休日納税相談実施日(受付時間:午前9時から午後4時まで)

実施日(毎月第4日曜日)		
2019年2月24日(日)	2019年5月26日(日)	
2019年3月24日(日)	2019年6月23日(日)	
2019年4月28日(日)	2019年7月28日(日)	

問合せ先 納税課滞納整理第一係

TEL 3880-5236

滞納整理第二係

TEL 3880-5237

◆区民税(普通徴収)の納付には口座振替をご利用ください

普通徴収の特別区民税・都民税の納付を口座振替にしてみませんか。 口座振替にしますと納め忘れがなく、忙しい時にも便利で安心です。 組合員の皆様、ぜひご近所の方にも口座振替をお勧めください。

◎申し込みに必要なもの

1. 預(貯)金通帳、2. 通帳の印鑑、3. 納税通知書または納付書

◎申し込み先

預(貯)金口座のある区内の金融機関、区役所納税課、各区民事務所 詳しくは下記までお問い合せください。

納税課収納管理係 TEL 3880-5238

◆耳より情報

特別徴収の特別区民税・都民税の納付方法として、2019 年 10 月から新たに eLTAX を活用した納税システム「共通納税システム」が全国の自治体で稼働することになりました。

詳しくは地方税電子化協議会(4月1日から地方税共同機構に移行 予定)のホームページをご覧いただくか、お電話にてお問合せくだ さい。

- ・ホームページ http://www.eltax.jp/
- ・電話 0570-081459 又は 03-5500-7010



- ☑ 特別区民税・都民税
- 🗹 国民健康保険料
- ▼ 後期高齢者医療保険料
- ☑ 介護保険料

■ 足立区

八木澤会計事務所

電子申告に対応

IV 経営相談

|| 法人税・所得税申告

V 事業承継対策

Ⅲ 相続税・贈与税申告

VI 相続事前対策

お気軽に御来所下さい

税理士 八木澤 秀夫

〒120-0014 東京都足立区西綾瀬 2-18-15 Tel.03-3849-7141 Fax.03-3880-2940

和食館 ぐ れ — ぷ





大小宴会承ります(年中無休)

東京都足立区谷中2-7-1富澤ビル2F TEL.03(3620)1272

足立納連の活動

(青年部・廿性部・税理士部)





税を考える週間・行事多彩! □ 署長・副署長を囲む座談会開催

平成30年11月12日(月)足立税務署において、「署長を囲む座談会」を行いました。組合員からの質問に答える形で、入署のきっかけ・経緯から、各勤務地での出来事など経験したことをお話しいただきました。組合員とのコミニケーションも深まり有意義な座談会となりました。

□ 4 団体合同税務研修会/納連・青色申告会・ 間税会・酒販懇話会共催

平成30年11月12日(月)署長・副署長を囲む 座談会」終了後、足立税務署佐々木署長による四団体 合同による研修会が行われました。署長は自己紹介の 後、「税務行政の将来像」と題し、「納税者の利便性の 向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」など「スマー ト税務行政」を目指して行く将来像を判りやすくお話 ししました。

□中学生の「税についての作文」審査会

平成30年9月14日(金)足立税務署において納連役員による中学生の「税についての作文」の審査会を厳選且つ慎重に行いました。「今年も優秀な作品が出てきたなー」。

□城東地区協議会(葛飾納連幹事)

平成30年10月9日(火)テクノプラザかつしかにおいて行われました。当納連からは八木澤会長、渡辺副会長、諸我副会長、田谷野副会長、原島総務部長及び3税務機関の方々も参加しました。

□ゴルフ同好会

日時平成30年12月13日(木)、東筑波カントリー、参加者が少ないので今回は練習ラウンドとしました。「快晴で気持ちよかった」。

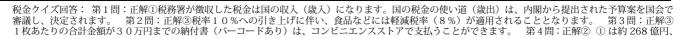


www.ayadigi.jp

「アヤセ」の製版・印刷機器の製造販売 製版印刷機器及びエレクトロニクス等各工程に 必要な検査台、検品台等の設計製作

アヤセ・デジタルクリエイト

〒113-0001 東京都文京区白山1-26-17 Tel.050-3786-4412 Fax.050-3730-4017 mail to: toiawase@ayadigi.jp



税金のご相談は、税理士部へどうぞ!

(50 音順)

小早川会計事務所

税理士 小早川 徹也

〒120-0026 足立区千住旭町 25-5 TEL.03-3888-3686 FAX.03-3879-5467

坂本税理士事務所

税理士: 行政書士 坂 本 恭 正

〒120-0034 足立区千住2丁目32 TEL.03-3870-7328 FAX.03-3870-7316

櫻会計事務所

税理士 櫻 富夫

〒120-0005 足立区綾瀬 3-27-3 TEL.03-3606-3552 FAX.03-3606-1723

芝野税理士事務所

税理士・行政書士 芝野 浩一

〒120-0034 足立区千住 3-37-7 TEL.03-5244-6577 FAX.03-5244-6578

中林税理士事務所

税理士 中林 三夫

〒121-0813 足立区竹の塚 3-14-10 TEL.03-3884-1222 FAX.03-3885-1240

原島正光税理士事務所

税理士 原島 正光

〒120-0034 足立区千住3丁目5番 第2小寺ビル6F TEL.03-3879-8832FAX.03-3879-6476

福井税理士事務所

税理士 福井 英泰

〒120-0037 足立区千住河原町 8-10 TEL.03-3881-9839 FAX.03-3881-7998

村岡税理士事務所

税理士 村岡 喜一郎

〒120-0035 足立区千住中居町 30-8 TEL.03-3879-0004 FAX.03-5244-7570

もろが会計事務所

税理士 諸 我 時 夫

〒120-0035 足立区千住中居町 18-6 マンション釜鳴302号 TEL.03-3888-4190 FAX.03-3879-4303 若林税理士事務所

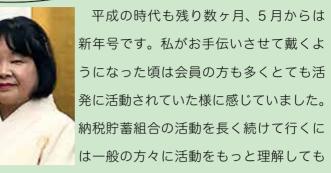
税理士 若林 俊之

〒120-0044 足立区千住中居町 18-10 野中ビル4B TEL.03-3870-1486 FAX.03-3870-1496 明けましておめでとうございます。

納税貯蓄組合会員の皆様は、穏やかな新 年をお迎えの事とお察し致します。

私事で恐縮ですが昨年は思いがけなく平成最後の足立税務署長感謝状を戴き身にあまる思いと同時にとてもはずかしい思いを

思い出しました。それは組合員になって初めての頃ある署長さんの講演の中でのお話でした。国民の三大義務とは憲法に定められた「教育の義務、勤労の義務、納税の義務」であるとお話しされました。たぶん学校で習ったのでしょうが、私は覚えていませんでした。こんな私に会長さんをはじめ皆様の後押しがあってもらえた賞だと思い只々皆様に感謝しております。



らい一人でも多くの加入をしてもらえる努力をお手 伝いしていければと思っております。脱退された諸 先輩の方々にも勧誘の協力依頼をお願いしたるする のも一案なのでは・・・・

皆様のご尽力を宜しくお願い致します。

広報部 印刷所 編集者 発行責任者 発 行所 足立納税貯蓄組合連合会 副 会 アヤセデジタルクリエイト 会 理事 長 長 八木澤 渡 浅 辺 / 秀夫 好 之 弘

人には、一日称務署長として、全暗員人には、一日称務署長としていただけました。お二人とも、良していただきました。お二人とも、良めがでの受賞作品の朗読や署長室でのの前での受賞作品の朗読や署長をして、全暗員

A 委員

うか。 掲載しております。 えるものなど素晴らしい内容のものが ものや一生懸命勉強したことがうかが い出深かったのは、 「税についての作文」ではないでしょ 受賞された作品は、 新年あけましておめでとうございま 本号では、 本年もよろしくお願いいたします。 甲乙付け難いものばかりでした。 納税表彰式、 あだち区民まつり等について 税務署長賞を受賞されたお二 日税務署長として、全職員 中学生の「税についての やはり、 その中でも特に思 一日税務署長イ 実体験に基づく 中学生の

消費税の納税準備はあだちせいわで

消費税

店頭表示金利

納稅

で契約者さま専用の 消費税納税融資 を利用可能

*審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承くださし

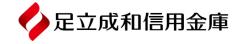
さらに

経営の改善、経営課題の解決等のお役にたてていただく

『あだちせいわ経営情報リポート』

を126種類ご用意しております。

定期積金



編集後記